

運輸安全マネジメント

弊社は安全管理規定等を定め、輸送の安全確保に係る取り組みを活性化させより一層の安全性の向上を図ることを目指しております。

令和5年度（3月1日～2月29日）

安全管理規定

第一章 総則

- ・この規定は、貨物自動車運送事業法に基づき、安全な輸送を確保するために遵守すべき事項を定めて、輸送・運搬の安全性の向上を目的とする。

第二章 安全輸送に関する基本方針

- ・安全輸送の確保が社会的運営上において基本と認識し、社内における安全輸送の確保に主導的役割を置き、現場における安全に対する意見を聴視し社員に対し安全輸送の確保が最も重要であることを認識させる。
- ・安全輸送に関する計画、改善、有効性を観察し安全対策を見直し継続することにより安全輸送の向上に努める。

（基本施策）

- ・安全管理規定を定め安全輸送の重要性と教育を行う。必要に応じて規定内容を更新する
- ・安全輸送に関する費用の支出、投資は積極的に取り組んで行く。
- ・安全輸送に関する情報の共有が出来る場所や体制の確立を行う。
- ・安全輸送に関する内部調査を行い、是正措置・予防措置を行う。
- ・安全輸送に関する目標を策定し、計画を立て実行する。
- ・安全輸送に関する教育計画を策定し、定期的に教育を行う。

第三章 安全輸送に関する管理体制

- ・代表取締役は安全輸送に関して最終的な責任を有し、常に安全に対して企業統治を行う。
- ・取締役員は安全輸送に関して予算の確保・体制の構築に必要な措置を講じる。
- ・取締役員は、安全統括管理者の意見を尊重し、安全管理が適切な状況なのか確認し必要な改善を行う。

(社内組織)

- ・安全輸送を確保する為に以下のものを選任して社内組織化を構築し会社全体で安全に努め指導監督を行う。
 - 1.安全統括管理者
 - 2.運行管理者
 - 3.整備管理者
 - 4.その他の責任者
- ・安全輸送に関する指示命令系統を別に定め、各管理者不在の場合も的確に安全輸送が円滑に行えるよう組織図を作成する。

(安全管理者の選任と解任)

- ・高野運送管理職のうち代表取締役及び取締役会において貨物自動車運送事業安全規則に沿った要件を満たすものを安全統括管理者に選任する。必要に応じて安全管理補助者も任命する。
- ・安全統括管理者および安全管理者が下記の事項に該当すると判断した場合は、当該管理者を解任する。
 - 1.国土交通大臣の解任命令が出た場合
 - 2.身体の病気（異常）等やむを得ない事由により職務を継続することが困難になったとき。
 - 3.関係法令違反、安全輸送の確保に関する確認を怠ったとき、また安全輸送の確保に支障をきたす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

- ・全従業員に対して法令の順守、安全輸送の重要性を最も重要だと認識させ、意識徹底をすること。
- ・安全輸送に関する方針、施策、目標を実施すること。
- ・安全輸送に確保に関し実施及び管理体制を確立し維持すること。
- ・安全輸送に関しての状況を定期的に内部調査し、役員会及び役員に報告を行うこと。
- ・役員会及び役員に対して安全輸送の確保に関して改善事項、意見を述べ必要な改善を講じること。
- ・運行管理が適切に行われるように運行の管理を統括運行管理者と共同で行う、また運行管理者の管理を行うこと。
- ・整備管理が適切に行われるように整備の管理を整備管理者と共同で行う、また整備管理者の管理を行うこと。
- ・その他の安全輸送の確保に関する統括管理を行うこと。

(安全輸送に関する情報の共有)

- ・役員と現場関係者、運転者、運行管理者、その他管理者は意思疎通を十分に行うことにより安全輸送に関する情報が随時伝達されるように努める。

(事故、災害に関する連絡体制)

- ・事故、災害が発生した場合に関する報告、連絡体制は事故報告マニュアルに基づき速やかに報告されるように教育し、事故報告マニュアルを常備し連絡体制図の掲示により周知させる。
- ・安全管理者は社内において連絡体制の周知を図るとともに、報告、連絡体制が十分に機能し、事故・災害が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。
- ・自動車事故報告規則に定める自己、災害等があった場合は報告規則の規定に基づき、国土交通省へ必要な報告、届け出を行う。

(安全輸送に関する教育、研修)

- ・安全輸送目標を達成するため、人材の育成に必要な教育及び研修を具体的に計画をして実施する。

(内部監査)

- ・安全統括管理者および安全管理者は安全マネジメントの実施状況を検証する為に少なくとも年に一回以上で適切な時期に内部監査を実施して状況を記録する。
- ・内部監査実施後、改善すべき事項が認められた場合は役員会にて報告をし、安全輸送確保のために方策を検討し是正・予防処置を講じる。

(情報公開)

- ・高野運送は、以下の情報について毎年度外部に対しホームページ上にて公表を致します。
 - 1.安全輸送に関する基本方針
 - 2.安全輸送に関する目標及び達成状況
 - 3.自動車事故報告規則 2 条に規定する事故に関する統計
 - 4.安全輸送に関する重点施策
 - 5.安全輸送に関する予算等実績額
 - 6 安全輸送に関する教育及び研修の計画

輸送の安全に関する基本方針

- ・輸送の安全確保を業務上の最優先項目と位置づけ安全運転での社会的役割を果たす。
- ・輸送の安全確保に関する責任を使命として全社員一丸となった安全対策業務を遂行することにより継続して輸送の安全性向上に努めます。

輸送の安全に関する計画

- ・運行管理者及び補助者、整備管理者の公的機関での研修、講習会の受講を実施
- ・車両の法令点検項目での月一回の実施
- ・輸送安全会議の実施・運転者の適性診断及び運転記録証明での指導実施
- ・運転者の健康管理で、定期健康診断の実施。

輸送の安全に対する予算

- ・ドライブレコーダー新規導入・入れ替え費用
- ・管理者育成・講習費用
- ・定期健康診断・適性検査費用
- ・運転者安全講習会費用
- ・エコドライブ講習会
- ・安全運転に関するドライバーミーティング費用

輸送に関する内部監査

- ・安全運転マネジメントの実施状況を確認するため、年一回以上で輸送の安全に関する内部調査を実施します。

輸送の安全に関する目標及びその他の達成状況

令和 5 年度の目標事項と令和 4 年度の目標項目及び数値と達成状況

本社営業所

項目	令和 5 年度 目標	令和 4 年度 目標	令和 4 年度 発生件数
物損事故の低減	0 件	0 件	0 件
人身事故の撲滅	0 件	0 件	0 件
重大事故	0 件	0 件	0 件

令和 4 年度の自動車事故報告規則第 2 条に規定する統計

件数 0 件

府中営業所

項目	令和 5 年度 目標	令和 4 年度 目標	令和 4 年度 発生件数
物損事故の低減	0 件	0 件	0 件
人身事故の撲滅	0 件	0 件	0 件
重大事故	0 件	0 件	0 件

令和 4 年度の自動車事故報告規則第 2 条に規定する統計

件数 0 件

令和 5 年度も自動車事故ゼロを目指し取り組んでまいります。